

◎災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号）抄

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十七条）</p> <p>第五章 雑則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>（償還金の支払猶予）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 災害弔慰金の支給（第三条―第七条）</p> <p>第三章 災害障害見舞金の支給（第八条・第九条）</p> <p>第四章 災害援護資金の貸付け（第十条―第十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の貸付け）</p> <p>第十一条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第十三条第一項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> |

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

(償還免除)

第十四条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により

(新設)

(新設)

(償還免除)

第十三条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

(新設)

報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができるものと認められるとき。

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十五条 (略)

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(政令への委任)

第十七条 (略)

(新設)

2 (略)

3 (略)

(貸付金の償還方法)

第十四条 (略)

(新設)

(政令への委任)

第十五条 (略)

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則

(施行期日等)

第一条 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

附則

(施行期日等)

1| (略)

(厚生省設置法の一部改正)

2| 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第六号の次に次の一号を加える。

六の二 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する

法律（昭和四十八年法律第八十二号）を施行すること。

（被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例）

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2| 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3| 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、に地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

い。

(新設)

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十四条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十四条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(災害弔慰金の支給等に関する法律の特例)</p> <p>第百三条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第十条第一項の災害援護資金であつて、東日本大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条第三項及び第四項並びに同法第十三条第一項の規定の適用については、同法第十条第三項中「十年」とあるのは「十三年」と、同条第四項中「年三パーセント」とあるのは「年一・五パーセント(政令で定めるところにより保証人を立てる場合にあつては、年零パーセント)」と、同法第十三条第一項中「受けたため」とあるのは「受けたことその他政令で定める事由により」とする。</p> <p>2 (略)</p> |